

進貢等の事 符文

1-24-04

国王尚真の、進貢のため使者嘉満度等を遣わす符文

(二四八九、九、一二)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史梁能を遣わし、使者嘉満度等と共に、表文一通を齎捧せしむ。礼字号海船一隻に坐駕して硫黄二万斤・馬一十五匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 嘉満度

通事一員 蔡宝

人伴一十名

国王附搭の蘇木四千斤・胡椒一千斤・番錫四百斤

弘治二年(一四八九)九月十二日

右の符文は使者嘉満度及び通事蔡宝等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事 符文

注(一)三員 同時発行の執照(二八二五)では他に、金実・呉信の名がある。また人伴も一十一名とあり、あるいは壹を脱か。

1-24-05

国王尚真の、進貢のため正議大夫梁徳等を遣わす符文

(二四九一、八、二二)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁徳を遣わし、長史鄭玖、使者裴楊那・紀闡丹等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。智字号海船一隻に坐駕して硫黄二万斤・馬一十五匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁徳

使者三員 呉実 馬勃他 呉石堅

通事一員 蔡実

人伴二十一名

国王附搭の蘇木四千斤・胡椒一千斤・番錫四百斤

弘治四年(一四九二)八月二十一日

右の符文は使者呉実及び通事蔡実等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事 符文

注*この入貢については『明実録』弘治五年四月癸卯の条に記事がある。

る。

(1) 蔡実 同時発行の執照(二八二二六)には通事は蔡宝とあり、蔡実(二八二二七)によれば鄭玖一行の方の通事である。あるいは本文書の蔡実(蔡宝)の誤記か。

1-24-06

国王尚真の、進貢のため使者裴楊那等を遣わす符文

(一四九一、八、二二)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁徳を遣わし、長史鄭玖、使者裴楊那・紀闈丹等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。安字号海船一隻に坐駕して硫黄二万斤・馬一十五匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 裴楊那 錢広 馬他仁

通事一員 蔡明

人伴一十一名

国王附搭の蘇木四千斤・胡椒一千斤・番錫四百斤

弘治四年(一四九二)八月二十一日

右の符文は使者裴楊那及び通事蔡明等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事 符文

注(1) 蔡明 生没年不詳。久米村蔡氏(儀間家)四世。渡明は六回を数える(『家譜(二)』二五一頁)。

1-24-07

国王尚真の、進貢のため使者紀闈丹等を遣わす符文

(一四九一、八、二二)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁徳を遣わし、長史鄭玖、使者裴楊那・紀闈丹等と共に、表箋文各一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して硫黄二万斤・馬一十五匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の